

幼児教育・保育の無償化の概要について

令和元年度第 1 回子育て支援推進委員会

令和元年 7 月 26 日

幼児教育の段階的無償化の取組み

各年度予算措置	負担軽減の内容
平成26年度予算 公費：312億円 国：104億円、 地方：208億円)	幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化 ・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限（年収約680万円まで）を撤廃
平成27年度予算 公費：189億円 国：60億円、 地方：129億円)	幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯（年収約270万円まで）の保育料を9,100円から3,000円に引き下げ
平成28年度予算 公費：382億円 国費：126億円、 地方：256億円)	年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・兄弟の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償 ・ひとり親世帯においては、第1子は半額、第2子以降は無償
平成29年度予算 公費：69億円 国費：24億円、 地方：45億円)	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・第2子完全無償化 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ①ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 ②①以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減
平成30年度予算 公費：56億円 国費：21億円、 地方：35億円)	幼稚園等の保育料について ・1号認定こどものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減

（参考）平成26年以降に進めてきた幼児教育の段階的な無償化に係る財源の負担割合は以下の通り。

- ・ 特定教育・保育施設については施設型給付における負担割合（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）
- ・ 新制度未移行幼稚園については就園奨励費補助事業における負担割合（国1/3、市町村2/3）
- ・ 公立施設については施設型給付における負担割合（市町村10/10）。 ※ 地方交付税措置

出産・子育てをめぐる意識等と実際

理想の子ども数 2.32人

>

完結出生児数 1.94人

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」2015年

理想の子ども数を持ってない理由

子育てや教育にお金がかかりすぎるから	68.6%
高年齢で産むのは嫌だから	39.8%
欲しいけれどもできないから	23.5%
育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	17.6%

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」2015年

妊娠・出産に積極的になる理由

将来の教育費に対する補助	68.6%
幼稚園・保育所等の費用の補助	59.4%
妊娠・出産に伴う医療費の補助	55.9%
幼稚園・保育所などの充実	51.6%
職場の理解	49.6%

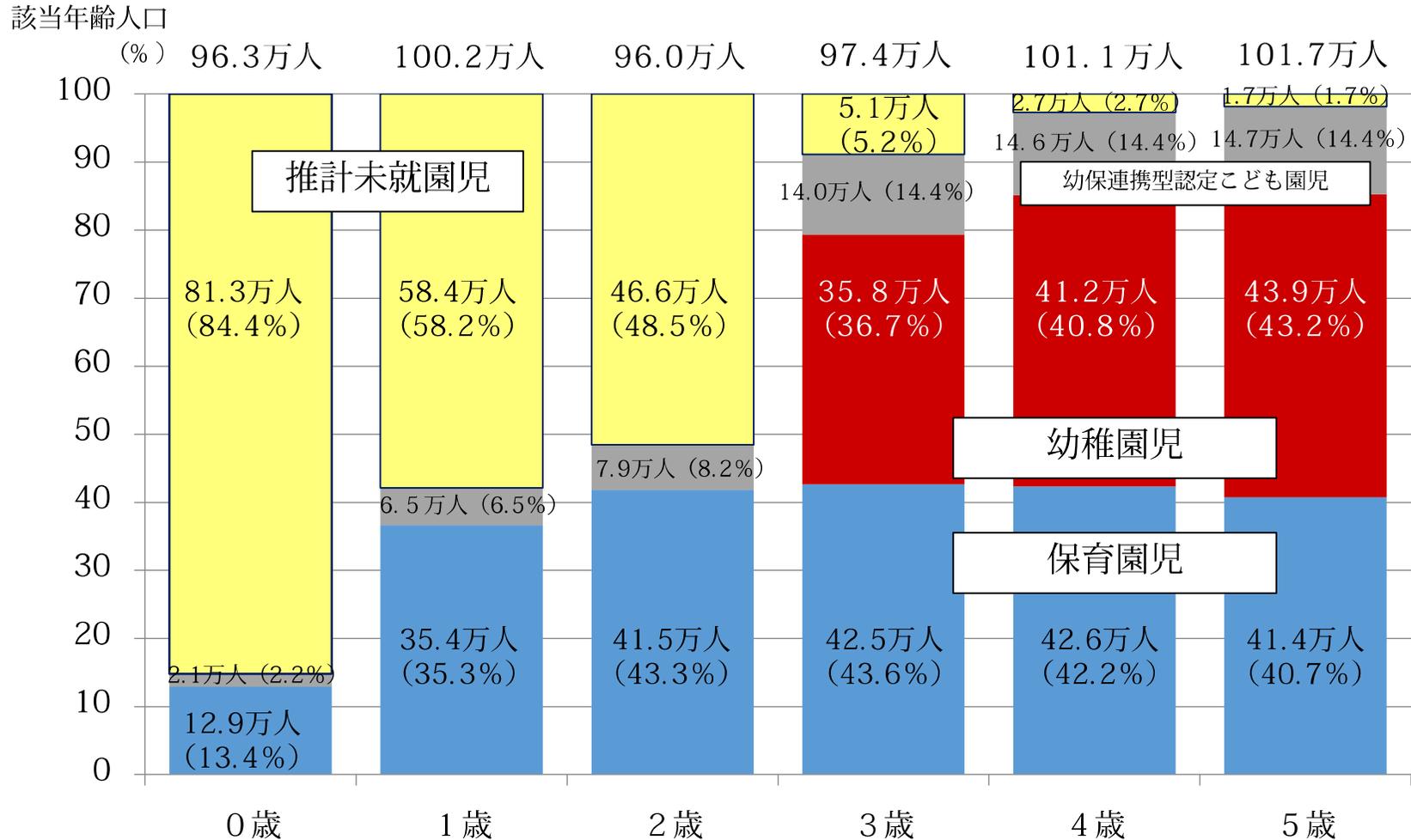
出典：内閣府「結婚・家族形成に関する意識調査報告書」2015年

出産を希望する人に対して、行政に実施してほしい取り組みは何ですか？

保育施設や子育て支援の充実	69.5%	妊娠・出産に伴う医療費の無料化	69.3%
妊娠・出産に関する医療サービスの向上	57.7%	産前・産後休暇の拡充	53.3%

出典：内閣府「結婚・家族形成に関する意識調査報告書」2015年

保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合（H30）



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成29年10月1日現在）より。

※幼保連携型認定こども園の数値は平成30年度「認定こども園に関する状況調査」（平成30年4月1日現在）より。

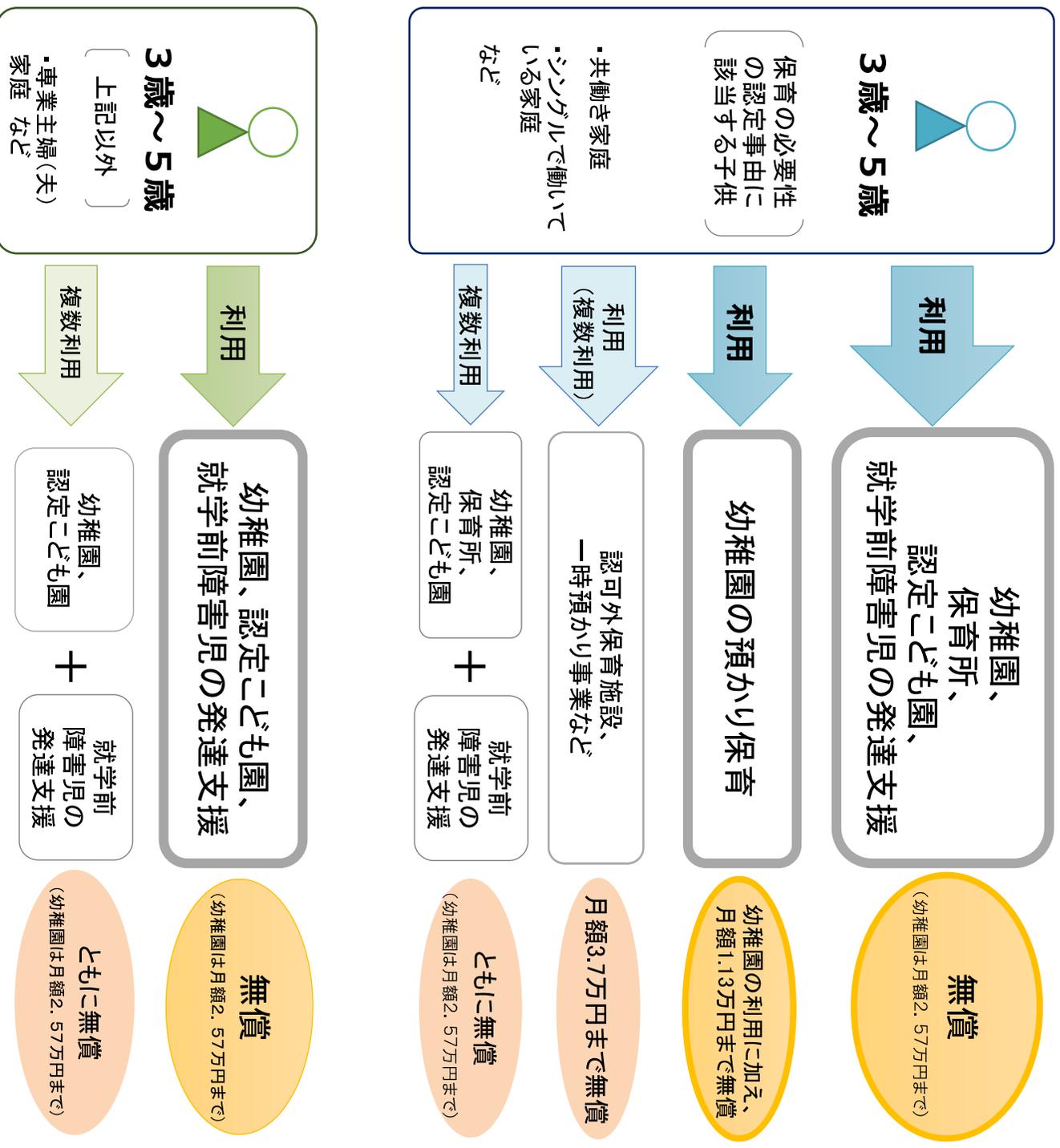
※幼稚園の数値は平成30年度「学校基本調査」（確定値、平成30年5月1日現在）より。「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。

※保育園の数値は平成30年の「待機児童数調査」（平成30年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成29年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したもの。

※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1)幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。(→施設等利用給付認定)

(注2)認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3)例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

子ども・子育て支援新制度の概要

※下線部分が今回の改正部分

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援 第1条)

子ども・子育て支援給付 第8条)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

子どものための教育 保育給付
第2章第3節、第3章第1節)

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型 保育所型 地方裁量型

幼稚園 3～5歳 **保育所** 0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づき措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付
第2章第4節、第3章第2節)

幼稚園<未移行>、認可外保育施設 預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

幼稚園<未移行>
第7条第10項第2号)

特別支援学校
第7条第10項第3号)

預かり保育事業
第7条第10項第5号)

認可外保育施設等
第7条第10項第4号、6号～8号)

認可外保育施設
一時預かり事業
病児保育事業
子育て援助活動支援事業
ファミリーサポートセンター事業)

※ 認定こども園 国立・公立大学法人立)も対象 第7条第10項第1号)

地域子ども・子育て支援事業 第4章)

地域の実情に応じた子育て支援

利用者支援事業
地域子育て支援拠点事業
一時預かり事業
乳児家庭全戸訪問事業
養育支援訪問事業等
子育て短期支援事業
子育て援助活動支援事業
(ファミリーサポートセンター事業)

延長保育事業
病児保育事業
放課後児童クラブ

妊婦健診
実費徴収に係る補足給付を行う事業
幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子どもの食材費(副食費)に対する助成 第59条第3号ロ)

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

仕事・子育て両立支援事業 第4章の2)

仕事と子育ての両立支援

企業主導型保育事業
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援 整備費、運営費の助成)

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
⇒繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるように支援

市町村主体

国主体

1. 認定こども園・保育所・幼稚園における副食費の取扱い及び負担減免について

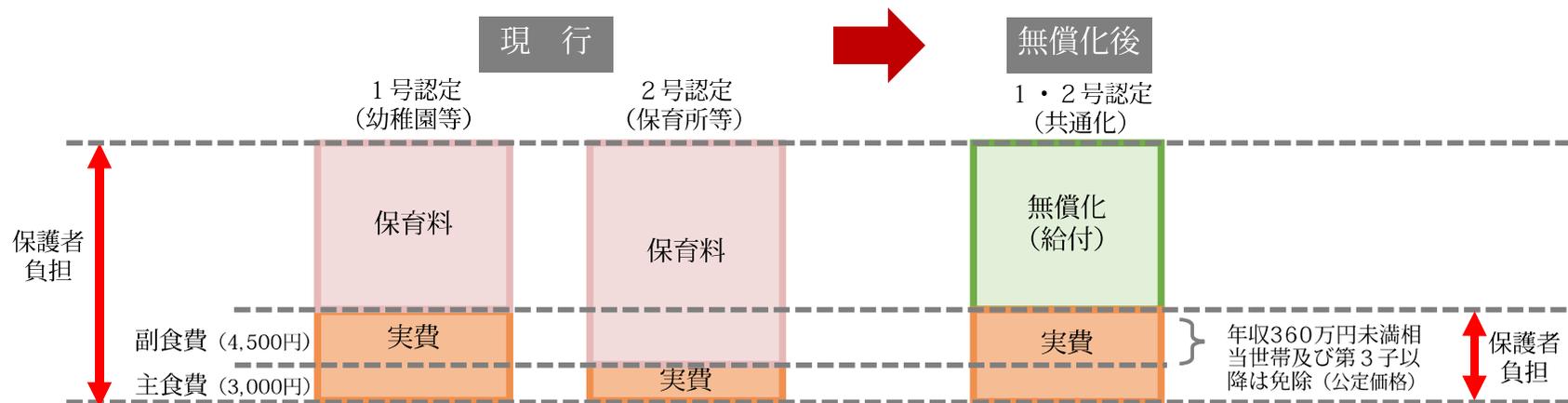
「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（平成30年5月）（抜粋）

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。
 なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

(1) 基本的な考え方

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 教育・保育給付第1号認定子ども、第2号認定子どもの主食費・副食費については、施設による徴収（現在の主食費と同様）とする。
- 第2号認定子どもの副食費については、これまで利用者負担分（保育料）に含まれていたことから、認定保護者の負担方法は変わるものの、保護者が負担すること自体は、これまでと変わらない。
- 第3号認定子どもは、幼児教育・保育の無償化が市町村税世帯非課税の場合に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

○ **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化**されます。

● 幼稚園については、月額上限2.57万円です。

● 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

● 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

● 子ども・子育て支援新制度の対象とらない幼稚園については、無償化となるための認定や市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますので、お住まいの市町村にご確認ください。

○ **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化**されます。

● さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

○ 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象**とされます。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

※ 待機児童解消の実現に向けては、「子育て安心プラン」に基づき、女性就業率80%に対応できる保育の受け皿(2018年度～2020年度末まで)約32万人分の整備を進めます。また、保育士等の処遇改善にも適切に取り組んでいます。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用していない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象**とします。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

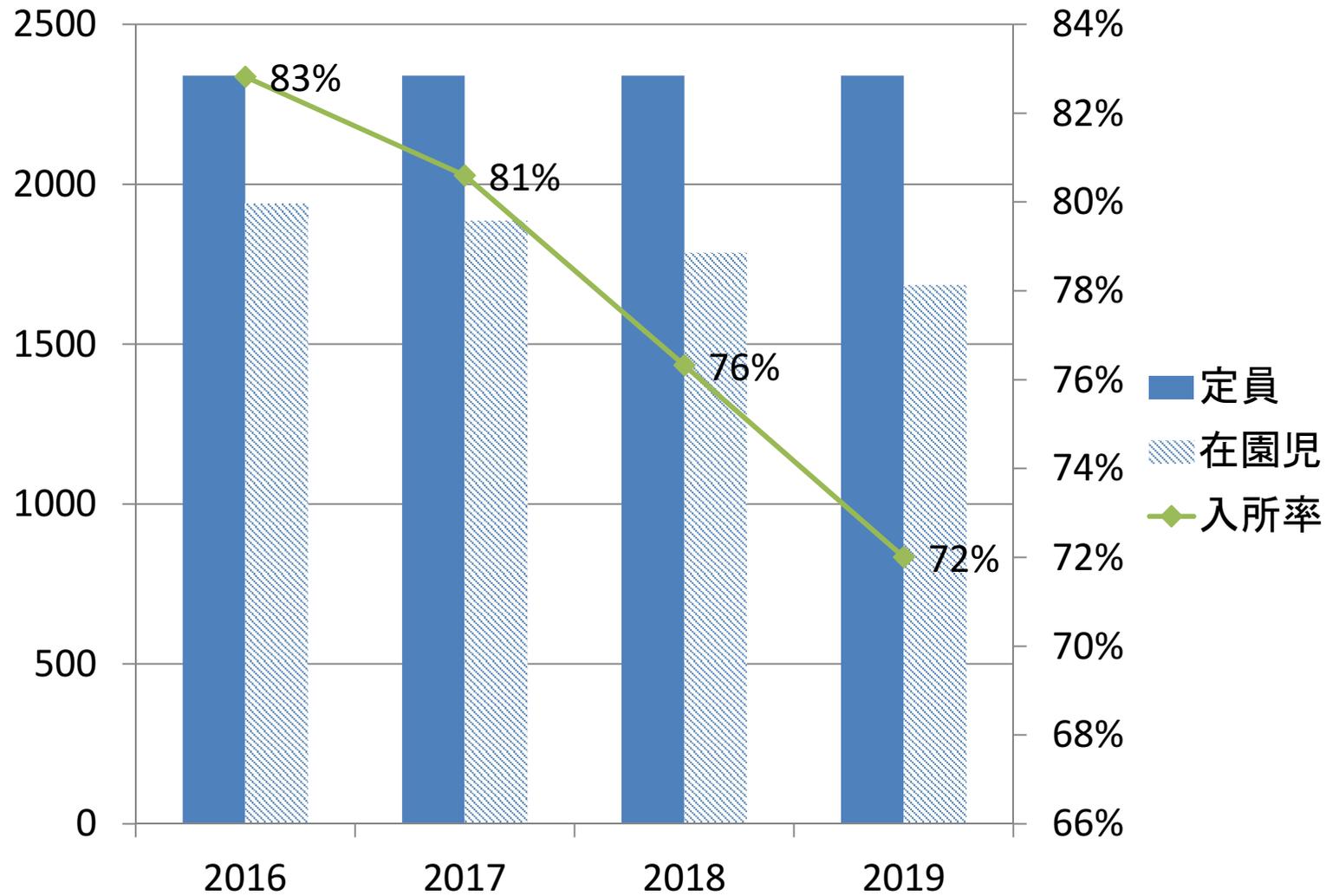
※ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われることがないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めらることとなっております。

問い合わせ先：〇〇市〇〇部〇〇課

TEL:〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

MAIL: 〇〇. 〇〇. jip

■ 佐倉市における私立幼稚園の入所率



私立幼稚園の在園児数は年々減少し、定員割れが生じている。

既存施設を活用した待機児童対策の例

■ 幼稚園での2歳児の預かり⇒3歳児の預かり保育拡充

背景

- ◆ 少子化による幼稚園の定員割れ（保育需要の高まり）
- ◆ 保護者が就労していても、幼稚園での教育を受けさせたいニーズがある

効果

- ◆ 保護者が就労していても幼稚園を選択できるため、保育需要を幼稚園で解消
- ◆ 保育所等の新規整備と比較して整備コストがかからない
- ◆ 運営にかかるランニングコストが保育所等よりも低額

3歳未満への対応

(例)2歳児を預かる幼稚園への
運営費補助

- ・ 満2歳になった時点で受入可能
(保育所では1歳児クラス)
⇒待機児童が特に多い1歳児の
保育需要を解消
- ・ 3歳になった時点で幼稚園に入
園可能
⇒転園の必要がないため、子ども
と保護者の負担軽減



3歳以上への対応

(例)預かり保育の利用者助成

- 預かり保育
→4時間を標準とする教育時間の前後や
長期休暇中に預かる事業
- ・ 長期休暇中の預かり保育を利用
する場合の利用者助成
- ・ 幼稚園の預かり保育を利用して
も保育所とほぼ同じ負担額で利用
することが可能